

# お 知 ら せ

平成 28 年 9 月

## 社会保険等未加入対策について

建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から、亀山市では、社会保険等への加入（適用除外を含む）を入札参加資格要件とする取組を進めます。つきましては、社会保険等未加入業者を排除する取組として、以下のとおり社会保険等未加入対策を行いますのでお知らせします。

### I. 入札参加者への対策

平成 28 年 10 月 1 日以降に発注する工事について、最新の経営規模等評価結果通知書における社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）の加入の有無欄に「無」がある場合は、入札に参加できないこととします。

### II. 元請業者等への対策

平成 28 年 10 月 1 日以降に発注する工事について、元請業者は、適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者(建設業許可を有する者に限る)と一次下請契約を締結することを禁止します。

#### ① 発注者の確認方法

発注者は、元請業者から提出された施工体制台帳の加入状況欄で確認します。

#### ② 元請業者の役割

元請業者は、施工体制台帳作成時に下請業者の社会保険等の加入状況を確認してください。

#### ③ 元請業者への措置

元請業者が、適用除外でないにも関わらず社会保険等が未加入である建設業者と下請契約を直接締結することは契約違反に該当します。

#### ④ 二次下請以降の未加入業者への対応

施工体制台帳において二次下請以降を含むすべての下請建設業者について、適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入であることを確認した場合は、建設業許可権者（三重県等）に通報する場合があります。